

裁判所御中

# 「安保法制は憲法違反」の判決を求めます！

「安保法制で自衛隊は専守防衛の組織ではなくなった。」

家族法・憲法学者 清末愛砂氏 2017-8-19 東京新聞「いわねばならないこと97」

2015年9月19日、多くの憲法学者、専門家、市民の反対の声を無視して安全保障関連法案が強行採決され、その安保法制は2016年3月29日に施行されました。内閣と国会が憲法を踏みにじっている今、全国各地で憲法の遵守を裁判所に求めて、集団的自衛権行使や後方支援活動実施などの差し止めを求める訴訟、国家賠償法に基づき損害賠償を請求する訴訟が提起されています。

私たちは、各地でおこされている安保法制違憲訴訟を応援し、「安保法制は憲法違反」の判決を求めます。

## 【要請文】

安保法制の違憲性を認め、その実施を差し止め、日本が戦争をする国にならないようにしてください。

お名前	ご住所

\*いただいた署名は、裁判所に提出する以外の目的では使用いたしません。

第一次締切 2018年9月5日 第二次締切 2018年12月末 裁判が続いている間は、署名も継続していきます。

各地の裁判についての詳細は、安保法制違憲訴訟の会のHPをご参照ください。 <http://anpoiken.jp/>

## 【署名取扱い団体】

【最終集約先】：「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会 ☎：090-9159-5363 メール：[c.npp4a9@gmail.com](mailto:c.npp4a9@gmail.com)

〒252-8799 神奈川県座間市相模が丘1-36-34 座間郵便局留め 担当：落合正行 宛

<署名についてのご注意> 用紙はコピーしてご利用ください。署名ダウンロード <https://goo.gl/QkmnXW>

必ず「落合正行宛」をご記入のうえ、「郵便」をお願いいたします。クロネコヤマト等の宅配便は届きませんのでご注意ください。

ブログ：<http://nobel-peace-prize-for-article-9.blogspot.jp/> \*ネット署名 <https://www.change.org/p/no-anpo-yes-peace>

# 安保法制違憲訴訟を応援！

## 「安保法制は憲法違反」の声を 裁判所に届けよう！



日本が戦争する国にならないように裁判を応援し、勝訴判決を得て、安保法制を白紙に戻しましょう。

～署名のお願い～ 安保法制違憲訴訟かながわの会共同代表 岡田 尚（弁護士）

総選挙後のアベ改憲の加速化は目を見はるものがあります。これをどう阻止し、9条を中心とする日本国憲法の平和主義をどう守り、どう発展させるかについては、国民による幅広い運動が不可欠です。そのなかで、安保法制違憲訴訟は、違憲立法審査権を有する司法に対して違憲判断を求めるたたかいです。全国24地裁、7100名を超える原告でたたかわれています。決して裁判所頼みで勝てる裁判ではありません。多くの皆さんの応援が必要で、それを具体的に示すのが署名です。「これなくば勝利はない」と言っても過言ではありません。よろしくごお願い申し上げます。

- 署名方法は2つ ①ネット署名 <https://www.change.org/p/no-anpo-yes-peace>  
(どちらか一つです) ②署名用紙(用紙と本紙を一緒にコピーして拡散してください)  
※「署名取り扱い団体」、または「最終集約先」に送付してください。

提出する裁判所が追加された場合は、随時ブログ/ネット署名に掲載するのでご覧ください。

ブログ：<http://nobel-peace-prize-for-article-9.blogspot.jp/>

## 違憲訴訟 Q&A

安保法制違憲訴訟の会 HP より <http://anpoiken.jp/>

### Q:安保法制って何ですか？

安保法制は、新法+既存の法律の変更が併せて11の法律にかかわる立法です。この中に、憲法9条に違反するといわれる集団自衛権行使を認める法律や「武力と一体になる行動」だから憲法9条に反するとされてきたような後方支援活動(政府は法律上、劣化ウラン弾も、核ミサイルも運べると答弁)を認めた法律などが入っています。

### Q:どう憲法に違反しているんですか？

集団的自衛権は憲法9条に違反しています。集団的自衛権行使は日本人が攻撃されてもいないのに、他国を攻撃することができるものです。これは交戦権を持たないという憲法9条2項に違反しますし、集団的自衛権の行使が憲法に違反することは歴代内閣の一貫した見解でした。衆議院憲法審査会で3人の憲法学者が「集団的自衛権の行使が許されるとした点は憲法違反」としたとおりです。

### Q:違憲訴訟ってどんな裁判ですか？

裁判所は、憲法81条の違憲立法審査権を使えるのだから、「安保法制は憲法違反だ」と判断してもらえばいいんじゃない、と思いますよね。でも、日本の従来の裁判ではこのような法律自体の憲法判断はできず、具体的な権利の侵害が起こること(「事件性」)が必要とされています。たとえば、安保法制によって自衛隊の出動命令が出されたが、その命令に従わない自衛隊員が受けた減給の処分を「その処分は違法だ」と争うような場合がわかりやすい例です。でも、今回も権利の侵害が起きているということが明らかですので、私たちは二つの形の裁判を起こすことにしました。

1. 安保法制にもとづく自衛隊の出動を許さないとする差し止めを求める訴訟(差し止め訴訟といいます)
2. 安保法制によって平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害され、精神的に傷ついたのでその損害を賠償してほしいと請求する国家賠償訴訟(「国賠訴訟」と略します)

の二つです。

【呼びかけ団体・最終集約先】:「憲法九条にノーベル平和賞を」実行委員会

〒252-8799 神奈川県座間市相模が丘 1-36-34 座間郵便局留め 担当:落合正行 宛 ☎:090-9159-5363

メール: [c.npp4a9@gmail.com](mailto:c.npp4a9@gmail.com) ブログ: <http://nobel-peace-prize-for-article-9.blogspot.jp/>

※署名は必ず「落合正行宛」をご記入のうえ、「郵便」でお願いいたします。(クロネコヤマト等の宅配便では届きません。)